

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当の翌日が休日は、その日まで)

鳥取県告示第三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、赤崎町から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、赤崎町（大字籠津、大字湯坂、大字光及び大字梅田の各一部）の地籍図及び地籍簿の国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成十年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字 の 名 称	同上の区域（平成八年一月十九日現在の地番による。）
大字籠津字西ノ河原	大字籠津字西ノ河原のうち四六九の三から四六九の六まで、四七〇の三から四七〇の七まで、四七一の二、四七一の三、四七二の三、六九九の三、六九九の四、七〇三の一から七〇三の四まで、七〇四の二から七〇四の五まで、七〇五の一、七〇五の二、七〇六の一、七〇六の二、七〇七の一、七〇七の三、七〇八の一から七〇八の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字籠津字竹ヶ後口	大字籠津字竹ヶ後口のうち、六四八の一、六四八の二以外の区域
大字籠津字竹ヶ後口	

大字籠津字山ノ

大字籠津字西ノ河原四六九の三から四六九の六まで、四七〇の三から四七〇の七まで、四七一の二、四七一の三、四七一の三、六九九の三、六九九の四、七〇三の一から七〇三の四まで、七〇四の二から七〇四の五まで、七〇五の一、七〇五の二、七〇六の一、七〇六の二、七〇七の二、七〇七の三、七〇八の一から七〇八の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字籠津字山ノ前の全域

大字籠津字上山ノ前
大字籠津字竹ヶ後口六四八の一、六四八の二

大字籠津字上山ノ前の全域

大字湯坂字西河

大字湯坂字西河原のうち二五四の三から二五四の六まで

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大字籠津字上山ノ前

大字湯坂字西河原のうち二五四の三から二五四の六まで以外の区域

鳥取県告示第三十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十年一月三十日

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
鳥取保健所郡家支所	八頭郡郡家町大字郡家四〇	平成九年四月一日

鳥取県告示第四十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションふじい	倉吉市東昭和町一五八	平成九年十一月一日
中部薬局	倉吉市宮川町一七四一一五	平成九年十二月八日
さかき鍼灸整骨院	米子市西福原四丁目八一三三	ク
新田外科胃腸科病院	米子市中島三九一一七	平成九年十一月十七日
かどわき歯科クリニック	倉吉市上井三六四一五	ク

平成十年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
中部薬局	倉吉市宮川町一七四一一五	平成九年九月三十日
清水歯科医院	鳥取市今町一丁目五〇四	平成九年十月二十五日
石見診療所	日野郡日南町上石見七六六一一	平成九年十一月十四日
新田外科胃腸科医院	米子市中島三九二一七	平成九年十一月三十日
福井医院	東伯郡東伯町大字鋤一六〇一一	平成九年十二月八日
上村整形外科医院	鳥取市戎町一〇六	平成九年十二月十五日

鳥取県告示第四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る小田南部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小田 博志	鳥薬一〇六〇	平成十年一月十二日

鳥取県告示第四十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る石見地区第五工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成十年一月二日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
岩美町役場
- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

平成十年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成十年一月一日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

江府町役場

四 異議の申立て

- 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る江尾宮市地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。
- 平成十年一月三十日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成十年二月一日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
江府町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四十六号

- 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る江尾宮市地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。
- 平成十年一月三十日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成十年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業服部地区農業用排水）を平成十年一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成十年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業服部地区暗きよ排水）を平成十年一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成十年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十年一月三十日

- 三 縦覧に供する場所
- 二 縦覧に供する期間
- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

平成十年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
- 平成十年一月二日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
江府町役場
- 四 異議の申立て

一起業者の名称

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行つた者 た者の名称	調査を行つた時 期	成 果 の 名 称	調査を行つた地 域	認 証 年 月 日
東 伯 町	平成七年度及び 平成八年度	東伯町（大字鋤、大字三 保、大字下大江、大字上伊勢、大字 下伊勢、大字浦安、大字徳万及び大字 逢束の各一部）の 地籍図及び地籍簿	東伯郡東伯町大字 鋤、大字美好、大 字三保、大字下大 江、大字上伊勢、 大字浦安、大字保、大 字徳万及び大字 逢束の各一部	平成十年一月 三十日
赤 磬 町	ク	赤崎町（大字笠津、 大字湯坂、大字光 及び大字梅田の各 一部）の地籍図及 び地籍簿	東伯郡赤崎町大字 笠津、大字湯坂、 大字光及び大字梅 田の各一部	平成十年一月三十日から同年三月三十一日まで

鳥取県告示第五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次
原田 龍太郎

鳥取県知事 西 尾 邑 次

中国電力株式会社

二

事業の種類

特別高圧架空送電線路 宇田川線24番～39番鉄塔建替工事

三

立ち入ろうとする土地の区域

野田字洞戸、字語倭井田、字日原ノ上及び字場利坪、平木字五反田、字神田、字上小
清水及び字繩手並びに所子字繩手及び字松垣地内

四 立ち入ろうとする期間

平成十年一月三十日から同年三月三十一日まで

鳥取県告示第五十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年五月二十日 鳥取県指令米土維十第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原八丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原八九一

鳥取県告示第五十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成十年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年十一月二十八日 鳥取県指令都計三一一第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字深池妻神西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市彦名町九六三一三

井上 元一

鳥取県告示第五十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十八条第四項の規定に基づき、
鳥取県収納代理金融機関を次のように定めたので、同条第十項の規定により告示する。

平成十年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十五号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百一十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成十年二月一日から施行する。

第三号の表倉吉市農業協同組合の項から大栄町農業協同組合の項までを次のように改める。

鳥取中央農業協同組合	
本 所	倉吉市越殿町
上北条支所	倉吉市井手畠
上井支所	倉吉市福庭町一丁目
西郷支所	倉吉市八屋
倉吉支所	倉吉市駄経寺町二丁目
小鴨支所	倉吉市中河原
上小鴨支所	倉吉市上古川
北谷支所	倉吉市福本
高城支所	倉吉市国分寺
社支所	倉吉市尾原
灘手支所	倉吉市上福田
倉吉駅前支所	倉吉市上井
西倉吉支所	倉吉市西倉吉町

- 一 名称
鳥取中央農業協同組合
- 二 指定年月日
平成十年二月一日

成美支所

東伯郡赤崎町大字出

上

安田支所

東伯郡赤崎町大字範

津

第二号の表赤崎町農業協同組合の項を削る。

鳥取県告示第五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十二条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第一百七十条第四項後段の規定により告示する。

平成十年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公演名	期日	会場
「春のうたコンサート」	平成十年三月十五日	鳥取県立童謡館多目的ホール

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

第四号) の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項中「昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号」及び「(休職にされている職員のうち条例第十二条の二第一号に該当する職員以外の職員及び派遣職員を除く。)」を削り、同条を第二条の四とし、第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に第一条を加える。

(特定幹部職員としない職員)

第二条の二 条例第十六条の四第二項の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の規定による管理職手当に係る区分が一種又は二種の職を占める職員（休職にされている職員のうち条例第十二条の二第一項第一号に該当する職員以外の職員及び派遣職員を除く。第二条の四第一項において同じ。）以外の職員とする。

第三条の三第二項中「第三条の二第一項各号」を「前条第一項各号」に改める。

別表第一中「(第二条の二関係)」を「(第二条の三関係)」に改める。

- 二 委任を受けた出納員
- 鳥取県企画部文化振興課
- 三 主事 杉森 勇人
- 委任期間

平成十年二月一日から同年三月十六日まで

人 事 委 員 会 規 则

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年一月三十日

鳥取県人事委員会委員長 坂 賢一郎

鳥取県人事委員会規則第一号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

附 則

平成10年1月30日 金曜日

公 告

いの職業せ、公序の口をい塊にや。

- 歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。
- 平成10年1月30日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 1 試験期日
学説試験 平成10年3月2日（月）午前9時から
実地試験 平成10年3月1日（日）午前9時から
 - 2 試験場所
鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校
 - 3 試験科目
学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎口く機能学、有床義歯工学、歯冠修復
技術工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規
実地試験 歯科技工実技
 - 4 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
(1) 文部大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成10年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
(2) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成10年3月31までに卒業
 - 5 受験願書の受付期間
平成10年2月5日（木）から同月13日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）なお、郵送の場合は、平成10年2月13日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。
 - 6 受験願書の提出先
鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務課事課
 - 7 受験願書の添付書類
 - (1) 履歴書
 - (2) 受験資格を証する書類
ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込證明書を提出した者にあっては、平成10年3月31日までに卒業証明書を提出すること。）
 - イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類
エ その裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。
 - 8 受験手数料及び納入方法
受験手数料は、31,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。
 - 9 合格者の発表等

平成10年3月13日（金）正午に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎の一階掲示板に掲示するとともに、該当合格者には合格証書を交付する。

10 その他

- (1) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務薬事課において交付する。
- (2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医務薬事課（電話0857-26-7189）に照会すること。